

判

決



1	はじめに	五
2	権利侵害	六
3	事業の公共性〓公共の利益の存在	一
4	被害防止対策	四
5	受忍限度論について	八
二 被控訴人の主張		
1	主位的請求（本件堰建設の差止請求）について	一九
2	差止請求の根拠及び要件	二
3	事業の公共性〓公共の利益の存在	三一
4	被害防止対策	三三
5	受忍限度論について	三三



第五	本件堰ゲート扉の閉鎖禁止請求（第三次請求）の当否	五〇
一	はじめに	五〇
1	第三次請求が許容されるための一般的要件	五〇
2	立証責任	五一
3	判断すべき争点の範囲	五二
二	地震及び洪水に対する安全性	五二
1	原判決の引用	五二
2	まとめ	五七
三	高潮及び津波に対する安全性	五八
1	控訴人らの主張	五八
2	原判決の引用	六〇

3	高潮について	六一
4	津波について	六五
5	高潮、津波と控訴人らの被害との因果関係	六六
6	まとめ	六八
四 地盤漏水		
1	控訴人らの主張	六九
2	原判決の引用	七
3	新たな数値解析	七一
4	本件堰運用開始後の状況	七二
5	控訴人らの主張に対する判断	七七
6	まとめ	八〇

五	河床浚渫による河床変動、板取ダム問題	八一
六	環境問題	八二
1	はじめに	八二
2	本件堰完成後の状況	八三
3	控訴人らの主張に対する判断	八九
(-)	本件堰下流域におけるヘドロの堆積について	八九
(二)	アユ等の遡上について	九六
4	今後の監視態勢	九七
5	まとめ	一〇一
七	まとめ	一〇二
第六	結論	一三